

食品安全委員会農薬第二専門調査会

第31回会合議事録

1. 日時 令和6年5月13日（月） 14:00～14:31

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

安部専門委員、金田専門委員、佐藤専門委員、田中専門委員、堀本専門委員、
安彦専門委員、山折専門委員、義澤専門委員

(専門参考人)

篠原専門参考人、清家専門参考人、平塚専門参考人、森田専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、紀平評価第一課長、横山室長、栗山室長補佐、
柴田室長補佐、糸井専門官、鈴木専門官、駒林係長、鈴木係長、
山守係長、藤原専門職、貞廣専門職、柳澤技術参与

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料2 農薬第二専門調査会専門委員等名簿（令和6年4月現在）

参考資料1 令和6年度食品安全委員会運営計画

参考資料 2 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について

6. 議事内容

○栗山室長補佐

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第31回農薬第二専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

事務局の室長補佐を務めます栗山と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、会場傍聴者を受け入れ、また、Web会議システムの映像をYouTubeによりライブ配信することにより公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日、農薬第二専門調査会の専門委員8名、専門参考人4名に御出席いただいております。

それでは、このたび、4月1日付けをもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後最初の会合に当たりますので、まず初めに、山本食品安全委員会委員長より御挨拶させていただきます。

○山本委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本でございます。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長としてお礼を申し上げます。

内閣総理大臣名の令和6年4月1日付け食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員が所属する専門調査会は委員長が指名することになっており、先生方を農薬第二専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。先生方には、この大原則を御理解の上、それぞれ御専門の科学的知見や経験を踏まえ、積極的に専門調査会での審議に御参画いただきますようお願いいたします。

また、通常、私どもが考える科学は、精密かつ多数のデータを基に正確な回答、真理を求めていくものです。一方、リスク評価は、多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、レギュラトリーサイエンスの一つであると考えられております。リスク評価では、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあろうかと思っております。御理解いただければと思います。

なお、食品安全委員会の審議につきましては、原則公開ということになってございます。この農薬第二専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあることから、非公開で行うことが多くなるかと思えます。しかし、議事録は公開となっております。先生方の御経験を生かした御発言や最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議対象となった評価方法の概要や活用の意義といったものを国民の皆様にも広く御理解いただけて、情報の共有に資するものと考えてございます。

この農薬第二専門調査会では、個別の農薬について調査審議を行うために設置されています。そして、調査審議をいただく農薬については、委員長から指名させていただくことになっております。

食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝など、幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

最後になりますが、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。先生方におかれましては、科学的に妥当性の高い食品健康影響評価が遂行できますように御尽力をいただけますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表のほか、資料1-1として食品安全委員会専門調査会等運営規程。

資料1-2として、食品安全委員会における調査審議方法等について。

資料1-3として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について。

資料2として、農薬第二専門調査会専門委員等名簿。

参考資料1として、令和6年度食品安全委員会運営計画。

参考資料2として、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の施行に伴う食品安全委員会決定の一部改正について。

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。資料はホームページにも掲載されております。

なお、本日、Web会議形式を利用して参加されている先生方もいらっしゃいますので、そちらの注意事項を3点お伝えします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイク

は発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただきますようお願いいたします。

2つ目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただく際は、まずお手元の意思表示カードの「挙手」と記載された方をカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を使用して挙手いただけます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにし、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と発言いただいて、マイクをオフとする形で対応をお願いいたします。

3つ目、こちらは接続不良時の対応となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラのボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を使用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

次に、議事（2）として専門委員等紹介です。

専門委員につきまして、私のほうからお名前を五十音順に御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにいただき、御所属や専門分野など、一言御発言をいただけましたら幸いです。発言の終わられました方は、マイクオフをお願いいたします。

では、御紹介をさせていただきます。

まず、安部賀央里専門委員。

○安部専門委員

名古屋市立大学薬学研究科医薬品安全性評価学分野で講師をしております安部賀央里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

専門は毒性、担当は代謝とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、金田勝幸専門委員。

○金田専門委員

金沢大学薬学系薬理学研究室の金田と申します。

神経科学、神経生理学を専門としています。よろしくお願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、佐藤順子専門委員。

○佐藤専門委員

メディアフォード株式会社に勤務しております。佐藤順子です。
専門は毒性病理学です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、田中徹也専門委員。

○田中専門委員

広島にあります比治山大学の管理栄養学科に所属しています田中と申します。
専門は生殖発生毒性ですが、6年ぐらい前までは長いこと薬理学をやっていました。
以上です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、堀本政夫専門委員。

○堀本専門委員

堀本です。

専門は生殖発生毒性を担当しております。よろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、安彦行人専門委員。

○安彦専門委員

国立医薬品食品衛生研究所薬理部第四室長を務めております安彦と申します。
専門は生殖発生毒性です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、山折大専門委員。

○山折専門委員

東京薬科大学薬学部の教授をしております山折と申します。
専門は代謝になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、義澤克彦専門委員。

○義澤専門委員

武庫川女子大学の義澤と申します。よろしくお願ひします。
専門は毒性、毒性病理です。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

以上、8名の専門委員に御出席いただいております。
また、専門参考人として、篠原厚子専門参考人。

○篠原専門参考人

清泉女子大学の篠原と申します。よろしくお願ひいたします。

専門は一応体内動態なのですが、実際の研究分野とちょっとずれております。よろしくお願ひします。

○栗山室長補佐

続きまして、清家伸康専門参考人。

○清家専門参考人

農研機構の農業環境研究部門の清家と申します。

担当は環境と植物代謝になります。よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、平塚明専門参考人。

○平塚専門参考人

平塚です。よろしく願いいたします。

代謝を専門としています。どうぞよろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

続きまして、森田健専門参考人。

○森田専門参考人

NITE（製品評価技術基盤機構）の森田です。よろしく願いいたします。

専攻は遺伝毒性を担当しています。

○栗山室長補佐

以上、4名の専門参考人に御出席をいただいております。

本日、稲見圭子専門委員、野村崇人専門委員、藤本成明専門委員におかれましては、御都合により御欠席との御連絡をいただいておりますので、お名前だけの紹介とさせていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました山本委員長、農業に関する専門調査会の主担当の浅野委員及び副担当の脇委員が御出席しております。

事務局につきましては、本日、中事務局長、及川次長、紀平評価第一課長のほか、評価第一課から事務局員が参加しております。

また、事務局の人事異動について御報告いたします。

4月1日付けで専門官の落合が異動いたしまして、後任として専門職の貞廣が着任しております。

また、係長の原田が異動しまして、後任として係長の鈴木が着任しております。

また、5月7日付けで専門官の中井が着任しております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議事（3）の専門調査会の運営等についてでございます。

課長の紀平のほうから御説明させていただきます。

○紀平評価第一課長

それでは、資料1-1を御覧ください。

資料1-1が食品安全委員会専門調査会等の運営規程でございます。

まず、こちらのほうに専門調査会の運営に関する規程を設けております。かいつまんで要点だけ御紹介させていただきます。

第2条というところに、専門調査会の設置等という規定がございます。

この中で、第3項のところに座長の選任に関する規定がございます。専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するとされております。

また、第5項のほうでは座長代理に関する規定がございます。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされております。

また、下のほう、第4条のところに専門調査会の会議に関する規定がございます。第4条のところに、座長というところで次のページに移りますけれども、座長がこの会議を招集し、その議長となるとされております。

また、その次、第3項のところに専門参考人に関する規定がございます。座長は、必要により、専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができるとされております。

それから、次のページにお移りいただきますと、食品安全委員会の各専門調査会の所掌についての記載がございます。

農薬のほうは、第一から第五まで専門調査会がございます。こちらは第二専門調査会となりますけれども、こちらで御審議いただく品目等につきましては、委員長が指定するものについて調査審議をお願いするということとされております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

資料1-2が食品安全委員会における調査審議方法等についてというものでございます。こちらは本年1月に改正がされております。

こちらのほうは、食品安全委員会における審議、食品健康影響評価につきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行うこととされております。この中立公正な評価の確保という観点から、幾つかのケースにおいて調査審議等に参加させない場合というものを規定しているものとなります。

その下、2番ということで、(1)でその具体的な事例が記載されております。

具体的な事例として、まず①としまして、委員等が調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社、これを「特定企業」と記載しておりますけれども、この特定企業からの金品等の取得がある場合というものが規定されております。

そこで、本年1月の改正事項がございまして、まず、委員についてこれまで明示的に記載していたところ、今般の改正により、委員等本人又はその家族ということで、配偶者及び一親等のものであって、委員等と生計を一にする場合というものを明示されたということとなります。

もう一点は、特定企業から取得した金品の金額につきまして、これまでは次のページの下の方、別表というところでそれぞれのケースにおける金額の規定がございました。これにつきまして、最初のページ、2の(1)の①にお戻りいただきまして、それぞれの金額を超える場合に加えまして、その合計額が500万円を超える場合というものが明示され

たということになります。

そのほか、②としまして特定企業の株式を保有している場合、③としまして特定企業に役員等として就任している場合、④としまして調査審議等の対象品目の申請資料の作成に協力した場合、⑤としましてリスク管理機関の審議会の長である場合、⑥としましてその他中立公正を害するおそれがある場合というものが規定されております。

こちらについて、4ページ目になりますけれども、確認書というものを様式として御用意しまして、それぞれの委員の先生方から申告をいただくというものとなります。本日の会議につきましても、事前に御提出いただいております。

また、(4)では、委員会等、こちらに専門調査会が該当しますけれども、専門調査会の会議の都度、確認を行わせていただくということとしております。専門委員の先生方には、お手数をおかけすることになりますけれども、中立公正な調査審議の確保の観点から御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

資料1-3のほうには、本日の会議に向けて事前に御提出いただいた確認書をおつけしております。

以上でございます。

○栗山室長補佐

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問等はございますでしょうか。

皆様よろしいようでしたら、ただいま御説明いたしました内容について御確認いただきまして、留意いただいております。

続きまして、議事の(4)座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明しました食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

どなたか御推薦はございませんでしょうか。

佐藤専門委員、お願いいたします。

○佐藤専門委員

佐藤です。

座長につきましては、私は堀本専門委員が適任と考えますので、御推薦させていただきます。

○栗山室長補佐

そのほかいかがでしょうか。

安彦専門委員。

○安彦専門委員

安彦です。

私も堀本専門委員が適任と考えます。推薦させていただきます。よろしく願いいたします。

○栗山室長補佐

ただいま、佐藤専門委員、安彦専門委員から堀本専門委員を座長にという御推薦がございましたけれども、そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に堀本専門委員が互選されました。

それでは、堀本座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○堀本座長

ただいま御推薦いただきました、座長を務めさせていただきます堀本でございます。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

○栗山室長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

なお、これ以降の議事の進行は堀本座長をお願いいたします。

○堀本座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私からは義澤専門委員に代理をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○義澤座長代理

ありがとうございます。義澤です。

謹んでお引き受けいたします。

以上です。

○堀本座長

お引き受けいただき、ありがとうございます。

それでは、義澤座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○義澤座長代理

このたび第二専門調査会にカムバックしてきました義澤です。

随分前に第二専門調査会にいたのですが、今までは第三専門調査会と第一専門調査会、今も第一専門調査会にいますけれども、第二専門調査会は慣れていないので新人ですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○堀本座長

ありがとうございました。

それでは、その他の議事に移ります。

令和6年度食品安全委員会運営計画について、事務局より説明をお願いします。

○紀平評価第一課長

お手元に参考資料1を御用意ください。

参考資料1、令和6年度食品安全委員会運営計画でございます。

食品安全委員会におきましては、毎年度、その運営に当たりまして運営計画を定めております。各専門調査会におきましては、その年度最初の会合の際にこの運営計画について御説明させていただいておりますので、本日御紹介させていただきます。

おめくりいただきまして、ページ番号で1ページ、PDFですと3枚目を御覧ください。

こちらに審議の経緯の記載がございます。本年2月1日の企画等専門調査会におきまして御議論いただきまして、2月6日の食品安全委員会のほうで御報告しております。その後、30日間国民からの意見の募集を行いまして、3月19日の食品安全委員会において策定されたものとなります。

おめくりいただきまして2ページ目、PDF4枚目を御覧ください。

こちらからが運営計画の内容となります。

第2というところを御覧いただきますと、委員会の運営全般についての記載がございます。こちらは基本的には従前どおりの記載にはなりますけれども、その中で(5)を御覧ください。(5)としまして、リスク管理機関との連携の確保についての記載がございます。食品衛生基準行政につきましては、本年4月から厚生労働省から消費者庁のほうに移管されております。また、水道水質基準につきましても、厚生労働省から環境省に移管するということが行われております。こういった状況も踏まえまして、今後より一層リスク管理機関との連携を確保していくということとしております。

また、(6)委員会におけるDXの取組についてというものでございます。こちらは昨年度から記載しているものとなりますけれども、こういったデジタル技術の活用といったものをさらに進めていきたいと考えております。

それから、第3としまして食品健康影響評価の実施についてでございます。こちらは、こちらの専門調査会でもお願いする食品健康影響評価に関する事項となります。

1の(1)を御覧いただきますと、リスク管理機関から評価要請が行われた案件についてということで、「特に」ということで農薬の再評価についても記載がされているものとなります。

また、次のページにお進みください。ページ番号で4ページ目、PDFですと6枚目になります。

上のほうに評価ガイドライン等の策定に関する記述がありますけれども、4ページ目の「また、」というところで、これまで策定してきたものということでベンチマークドーズの指針ですとか(Q)SARの活用についての記載がございます。こういったものも農薬のほうでも今後使っていく場面があると思いますので、またこういったことも御参考いただければと思います。

続きまして5ページ目、PDF7枚目を御覧ください。

第5としまして、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進という事項がございます。食品安全委員会のほうで進めている研究・調査事業につきましては、上のほうに書いてありますロードマップというものに基づいて実施を進めているものとなります。

1の(3)を御覧いただきますと、こちらのほうにロードマップを踏まえた優先実施課題を策定して、公募・審査等を行っていくという記載がございます。

次のページにお進みいただきまして、4番としましてロードマップの改正という事項がございます。先ほど御紹介したロードマップにつきましては、おおむね5年ごとに見直しを行っておりまして、今年度がこの改正の年となります。このロードマップを今年度改正し、今後の長期的な課題を整理していきたいと考えております。

その次、第6のリスクコミュニケーション等につきましては、いろいろな媒体を通じて引き続き情報発信等を行っていくというもので、内容の記載整備等を行っております。

少しお進みいただきまして、ページ番号で11ページ、PDFですと13枚目を御覧ください。

第9としまして国際協調の推進の記載がございます。こちらは海外機関との連携あるいは国際会議への参加などについてですけれども、国際会議も一時のコロナの状況から少し進みまして、対面の会議も随分開催されるようになってきておりますので、こちらのほうも引き続き参加をしていくというものとなります。本年4月にはコーデックス、こちらは汚染物質の部会について記載されていますけれども、ほかの種々の会議についても参加をしたというものとなります。

次のページにお進みいただきますと、9月にはJMPR、来年2月にはOECDの農薬作業部会等の記載がございます。こういったものも通じて、海外との連携あるいは情報発信も図っていきたいというものとなります。

以上、要点だけですけれども、お時間のあるときにでもお目通しいただければと思います。

以上でございます。

○堀本座長

ありがとうございます。

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

では、引き続きまして、食品安全委員会決定の一部改正について事務局より説明をお願いします。

○栗山室長補佐

それでは、参考資料2を御覧ください。

参考資料2に基づきまして、食品安全委員会決定の一部改正を御説明申し上げます。

こちらは4月2日の第936回食品安全委員会の資料の抜粋でございます。タイトルにございます法律等がこの4月に施行されまして、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されたことなどに伴いまして、食品安全委員会決定の一部改正が行われました。

「2. 改正の概要」の(1)及び(5)の文章が農薬関係のものになってございまして、変更内容についての新旧の表の農薬部分を抜粋しておりまして、例えば3ページ目を御覧いただきますと、3ページ目は横の表になっておりますけれども、こちらは新旧の表でございまして、例えば右下です。下線部の厚生労働省となっていたところが、左側の改正後について消費者庁になるといった変更でございまして、いずれも規定の整理ということになります。

以上でございまして。

○堀本座長

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

では、その他、事務局からほかに連絡事項等はありませんでしょうか。

○栗山室長補佐

特にございません。

○堀本座長

それでは、以上をもちまして第31回農薬第二専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上